

JASRACカラオケ・生演奏使用料 休業等での減免対応実施中(BGMは除く)

本来は一ヶ月以上の条件が減免対象でしたがコロナ禍において自治体からの時短・休業要請によりお店を休業した場合、下記の通り日数に応じた使用料が設定されています。

利用(営業)日数	使用料額	
1～7日	月額使用料の	25%
8～15日	月額使用料の	50%
16～23日	月額使用料の	75%
24～31日	月額使用料の	100%

* 通常はあらかじめ書面による届け出が必要ですが、事後の届け出が認められ、休業証明書も不要です。また、使用料を前払いしている場合は後日清算されます。まだ申請していない方は組合で受付ますので、下記の休業届に記入してファックス、メール等で送ってください。電話でも受付ます

時短・休業要請による休業届

店名		氏名	
住所		店舗電話	

利用休止期間 月ごとに記入して下さい							合計
年	月	日	～	年	月	日	日間
年	月	日	～	年	月	日	日間
年	月	日	～	年	月	日	日間
年	月	日	～	年	月	日	日間
年	月	日	～	年	月	日	日間
年	月	日	～	年	月	日	日間

自治体からの時短・休業要請によりお店を休業した場合に限る
大分は2回の時短要請の期間が最長になります。